

第

4555
号

READAS
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2012年)平成24年 8月24日 金曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 控除対象外消費税の処理

Q：当社は、今期から消費税の95%ルール
の関係で原則課税で計算することになりますが、
控除できない消費税はどのように処理する
のですか？

A：次のように処理をします。

【解説】

いわゆる消費税の95%ルールの改正で、
消費税の仕入税額控除を原則課税の個別対応方式
又は一括比例配分方式で計算することになる
会社も多いことと思います。

これまでは課税売上割合が95%以上であ
れば仕入れにかかる消費税が全額控除されま
したので、控除できなかった消費税の処理方
法はあまり関係ありませんでしたが、この
改正によって、控除できない消費税（控除
対象外消費税額等）の処理方法がにわか
に身近なものとなってきました。

控除対象外消費税額等は、資産に係るもの
と経費に係るもので次のように取り扱われ
ます。

①資産に係るもの

課税売上割合が80%以上のもの、一の資産に
係るものの金額が20万円未満のもの、棚卸資
産に係るものは損金経理を要件に損金算入。
課税売上割合が80%未満で一の資産（棚卸資
産は除く）に係るものの金額が20万円以上の
ものは5年で均等償却（初年度の償却限度額
は2分の1）で損金経理を要件に損金算入。

②経費に係るもの

損金算入、ただし交際費等に係るものは損
金不算入の適用あり。

